

【 重 要 】



福岡県医第1296号(地)

平成22年 9月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

インフルエンザワクチン定期接種事業の実施期間について

標記の件につきまして、平成22年9月1日に開催された「平成22年度における新型インフルエンザワクチン接種に関する意見交換会」(九州各県並びに政令市の行政担当者を対象に厚生労働省が開催)において、新型インフルエンザワクチン(A/H1N1)接種に関する質疑応答集が資料として提示され、インフルエンザワクチン定期接種事業の実施期間については、新型インフルエンザワクチン接種事業の実施期間に合わせて、「平成22年10月1日から平成23年3月31日まで」としていただきたい旨、市町村に対し、下記のとおり示されておりますのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、定期接種事業の実施期間の設定に関しまして、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

【新型インフルエンザワクチン(A/H1N1)接種に関する質疑応答集 抜粋】

(受託医療機関との契約関連)

Q2: 10月1日から国と委託契約を締結し、市町村との契約は10月20日からとする方法も可能か。

A: 3価ワクチンは、季節性インフルエンザと新型インフルエンザ(A/H1N1)の株をもつワクチンであり、3価ワクチンを接種した場合は「二類定期接種」と「新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業による接種」を受けたことになる。したがって、それぞれの接種開始時期は同時とする必要があることから、「二類定期接種」と「新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業」の契約は、双方とも10月1日としていただきたい。なお、契約の締結にあたっては、国として10月1日から接種が開始できるような対応を講じることとしているので、市町村においても同様をお願いする。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

Q15：新臨時接種の終期はいつまでとするのか。

A：新臨時接種は、改正予防接種法が成立・施行された後、1か月程度の準備期間において、厚生労働大臣が、その対象者及びその期日を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対して指示することとしている。

なお、終期については、8月27日に示した方針のとおり、現時点では、今年度末を予定している。

また、予防接種法に基づく二類定期接種の終期も新臨時接種と同じにしたいと考えており、二類定期接種に係る市町村と医療機関との契約期間は最大限を見込んで今年度末までとしていただきたい。

なお、新臨時接種を実施できるまでの間、新たな新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種事業を実施するが、その間の取扱いも上記と同様である。

平成２２年度における新型インフルエンザワクチン接種に
関する意見交換会（ブロック会議）

～ 議事次第 ～

平成２２年９月１日
１４時～１７時
福岡県庁地下１階南棟行政２号

（ 議 事 ）

- １ 新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）に対する厚生労働省の対応について
- ２ 平成２２年度新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチン接種について
- ３ 平成２２年度新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチン接種助成費臨時補助金の算定方法等について
- ４ 新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチン接種に関する質疑応答集について
- ５ 意見交換

（ 資 料 ）

- 資料１ 新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）に対する厚生労働省の対応について
- 資料２ 平成２２年度新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチン接種について
- 資料３ 平成２２年度新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチン接種助成費臨時補助金の算定方法等について
- 資料４ 新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）ワクチン接種に関する質疑応答集

参考資料

(資料4)

新型インフルエンザワクチン
(A / H 1 N 1)接種に関する
質疑応答集

各地方自治体からいただいた主な質問

受託医療機関との契約

	質 問 内 容	回 答
1	「二類定期接種」と「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業」と二つの契約が必要な理由はなぜか。	3価ワクチンは、季節性インフルエンザと新型インフルエンザ(A/H1N1)の株をもつワクチンであり、3価ワクチンを接種した場合は「二類定期接種」と「新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業による接種」を受けたことになる。したがって、予防接種法に基づき「二類定期接種」を実施する市町村と「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業」を実施する国とそれぞれの契約を締結する必要がある。
2	10月1日から国と委託契約を締結し、市町村との契約は10月20日からとする方法も可能か。	3価ワクチンは、季節性インフルエンザと新型インフルエンザ(A/H1N1)の株をもつワクチンであり、3価ワクチンを接種した場合は「二類定期接種」と「新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業による接種」を受けたことになる。したがって、それぞれの接種開始時期は同時とする必要があることから、「二類定期接種」と「新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業」の契約は、双方とも10月1日としていただきたい。なお、契約の締結にあたっては、国として10月1日から接種が開始できるような対応を講じることとしているので、市町村においても同様をお願いする。
3	国が行う事業において、医療従事者のみに接種する医療機関とも契約を締結する必要があるか。その場合、市町村は二類定期接種の契約も締結する必要があるか。	医療従事者のみに接種する医療機関であっても、新型インフルエンザ予防接種の救済等に関する特別措置法に基づく健康被害救済制度の対象となるようにするため、国と契約を締結されるよう指導願いたい。 なお、65歳以上の医療従事者に接種しない場合は、市町村との二類定期接種の契約を締結する必要はないと考える。
4	昨年においては、介護老人保健施設とも受託医療機関の契約を行ったが、今回も契約する必要があるか。	介護老人保健施設の入所者の円滑な接種の機会を確保するために必要である場合は、受託医療機関として契約を締結されたい。
5	市町村は管内の住民が他の市町村で接種することを想定し、市町村外の医療機関とも各々契約を締結しなければならないのか。	新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業においては、接種を希望する者は住所地に関わらず、いずれの受託医療機関においても接種を受けることが可能となる。その場合の接種費用については、当該受託医療機関の住所地を管轄する市町村が設定した接種費用によるものとし、市町村は、管内の医療機関と契約を締結することとなる。なお、二類定期接種対象者については、これまでと同様に、必要に応じ、市町村外の医療機関の確保について判断されたい。
6	受託医療機関は、新臨時接種開始後も見据えてあらかじめ確保することとされているが、従来の二類定期接種の接種医療機関の状況を踏まえて、他の市町村の医療機関についても、あらかじめ確保しておく必要があるか。その場合、当該医療機関も国に報告するのか。医療機関が重複して届け出られるのではないか。	今回の新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業においては、予防接種法に基づく二類定期接種を勘案して円滑な接種が行えるよう、あらかじめ市町村が受託医療機関を設定することとしていることから、必要に応じて、市町村外の医療機関を確保されたい。 なお、国との契約に当たっては、同一の医療機関と重複した契約を行うことはできないため、重複しないよう市町村間で調整していただきたい。
7	医療機関から低所得者に接種するために契約を締結し、低所得者以外は、接種費用を独自に設定し任意接種で行いたいと申し出があるが、そのような一部の契約を締結することが可能か。	事業のうちの一部のみについて契約を締結することはできない。なお、8月27日付事務連絡のとおり、公費負担の対象とならない者については、市町村内で統一の接種費用を設定すること、市町村が設定した接種費用の額を上限として、それぞれの医療機関単位で、従来の任意の接種費用を勘案した額を徴収すること、のいずれも可能としたところであり、の方法を活用することにより受託医療機関となっただけをお願いしたい。
8	既に、二類定期接種の契約を締結してしまっており、その後、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の接種費用を設定した際、二類定期接種の額と異なった場合、既に契約を締結した二類定期接種の契約を変更する必要があるか。	既に契約した二類定期接種の額と新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の接種費用の額が異なった場合は、二類定期接種の契約の変更が必要である。
9	受託医療機関が、契約した接種費用と異なる額を徴収した場合、又は被接種者の希望により2回の接種をした場合等の契約違反を行ったときは、契約を解除することになるのか。その場合、市町村が行った契約も解除するのか。	ご質問の事例は契約行為に反するものと考えられるが、それをもって直ちに契約を解除することまでは考えていない。

10	独立行政法人等に属する医療機関も、その契約の取りまとめは、郡市区医師会又は市町村が行うことになるのか。国が直接契約する医療機関は国直轄の矯正施設等だけと理解していいか。	今回の新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業においては、新臨時接種に円滑に移行することを前提に、円滑な接種が行えるよう、あらかじめ市町村が受託医療機関を確保することとしている。 については、独立行政法人が所管する医療機関であっても、市町村が管内の円滑な接種に必要であると判断した場合は、医療機関リストに掲載するとともに、郡市区医師会又は市町村の取りまとめにより契約の締結をお願いする。 なお、国立の医療機関(矯正施設、自衛隊病院、宮内庁病院、国立障害者リハビリテーションセンター及び国立秩父学園)については、国が直接契約を締結することとしている。
11	10月1日以降、受託医療機関の追加は可能か。また、新臨時接種開始時での追加や新臨時接種開始後の追加はいいか。	10月以降において管内における円滑な接種を確保するためにあらかじめ受託医療機関を確保するものであるが、接種状況等を踏まえた見直しは可能であり、10月1日以降、新臨時接種開始時又は新臨時接種開始後において、追加することは可能である。 なお、追加に当たっては、事務が繁雑にならないよう、配慮されたい。
12	新臨時接種が開始されるまでの間に、介護老人保健施設等の入所者への接種が終了している場合や住民の大部分が接種を終了している場合は、新臨時接種の契約について、10月1日に契約を締結した受託医療機関のすべてと締結する必要はないと考えるがいかがか。	新臨時接種開始後においても円滑な接種が可能となる体制を整備する必要があることから、管内の接種状況等を踏まえ、市町村でご判断いただきたい。なお、医療従事者にのみ接種する医療機関又は入所者のみに接種する介護老人保健施設等で接種が明らかに完了している場合は、当該機関と新臨時接種の契約を締結する必要はないと考える。
13	市町村が新臨時接種の契約を締結するにあたり、「二類定期接種」と「新臨時接種」を一つの契約書に別々の条文(項別)で記載する方法での契約は認められるか。	一つの契約書に、「二類定期接種」と「新臨時接種」をそれぞれ規定して契約することは可能である。
14	9月30日で終了する現在のワクチン接種事業の契約の解除に当たり、国から事前に正式通知が出るのか。	現行事業を9月30日で終了するに当たり、現在、国と委託契約を締結している受託医療機関とは、同日をもって契約を解除することとしており、その解除に当たり、個々の受託医療機関に通知することは困難であるが、地方自治体及び関係機関等を通じて、適切に周知することとしている。
15	新臨時接種の終期はいつまでとするのか。	新臨時接種は、改正予防接種法が成立・施行された後、1か月程度の準備期間において、厚生労働大臣が、その対象者及びその期日を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対して指示することとしている。 なお、終期については、8月27日に示した方針のとおり、現時点では、今年度末を予定している。 また、予防接種法に基づく二類定期接種の終期も新臨時接種と同じにさせていただきたいと考えており、二類定期接種に係る市町村と医療機関との契約期間は最大限を見込んで今年度末までとしていただきたい。 なお、新臨時接種を実施できるまでの間、新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を実施するが、その間の取扱いも上記と同様である。

接種費用の設定

	質 問 内 容	回 答
1	接種費用を市町村が一律に設定することは、独占禁止法に違反するのではないか。また、都道府県域で同一の接種費用を設定する場合も同様と考えるがいかがか。	接種事業の公平・適正を確保する等の観点から、市町村が接種費用を一律に設定することについて、直ちに独占禁止法に抵触することはないと考えている。また、市区町村の合意のもとに都道府県内で統一の接種費用を設定することも同様である。
2	予診の結果接種できなかった者の接種費用を「0円」に設定することは可能か。	医療関係団体との協議・合意のもと、市町村が「0円」と設定することは差し支えない。 なお、その場合にあっては、予診の結果、接種できなかった者から受託医療機関が接種費用を徴収することはできないこととなる。
3	市町村が国庫補助基準額より低額の接種費用を設定した場合、特に問題があるか。	医療関係団体との協議・合意のもと、二類定期接種における接種費用との整合性等を勘案した結果、国庫補助基準額より低額の接種費用を設定することは差し支えない。

4	市町村で設定した接種費用より、他の市町村での接種費用が低額な場合、その市町村の医療機関で接種を受ける者が増加すると思うがいかがか。	ご質問のような事例も否定できないが、各市町村の実情に応じた接種費用の額を設定されたい。
5	インフルエンザHAワクチンの接種について、新臨時接種(新臨時接種が開始されるまでは新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業)の対象とはならない任意接種としての接種は可能か。また、任意接種の場合の接種費用は医療機関が自由に設定できるのか。	新臨時接種(新臨時接種が開始されるまでは新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業)においては、市町村(国)の事業として実施することとしているので、接種を実施するには市町村(国)との契約が必要になる。 これは、ワクチン接種は、まれに重篤な副反応を生じることがあり、接種に当たって、十分な予診及びワクチンの有効性・安全性の説明並びに接種意思の確認が行われることを担保する必要があること、健康被害の救済について、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」(改正予防接種法案が施行された場合は、当該予防接種法)を適用すること(接種行為そのものに対する健康被害もその救済の対象となる)、ワクチンの接種を受けた者が低所得者であった場合、市町村が実施する低所得者減免措置を受けられるようにすること等の観点から、このようにしたものである。 国としては、国民が公平かつ適正に接種を受けることができる環境をつくる必要があると考えており、接種を行う医療機関については、契約を締結した上で市町村が設定する接種費用で接種を実施していただけるよう周知を行っていききたい。各都道府県、市町村におかれても、この旨周知をお願いしたい。 なお、8月27日付事務連絡のとおり、公費負担の対象とならない者については、市町村内で統一の接種費用を設定すること、市町村が設定した接種費用の額を上限として、それぞれの医療機関単位で、従来の任意の接種費用を勘案した額を徴収すること、のいずれも可能としたところであり、この方式を活用することにより受託医療機関となっただけをお願いしたい。
6	高齢者への接種については「二類定期接種」でもあり「臨時接種」でもあるという法的位置づけから、改正法施行後であっても、高齢者に対して従来の二類定期接種単価を適用し、それ以外の年齢の被接種者に対して国庫補助基準額を適用するという、単価のダブルスタンダードが認められると解釈してよろしいか。それとも、「市町村の超過負担の生じない」ことを考慮した上で、両単価の範囲内で統一するべきか。	原則として、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業における低所得者に対する接種費用の助成に係る国庫補助基準額により接種費用を設定していただきたいが、予防接種法に基づき市町村が従来から実施している二類定期接種における接種費用との整合性を勘案し、市町村の判断により、上記と異なる接種費用を設定することは可能とすることとしているところ。 また、高齢者については、予防接種法に基づく二類定期接種としての性格をもつことを踏まえ、ご質問のように、高齢者と高齢者以外で異なる接種費用を設定することは差し支えない。
7	65歳以上と65歳未満の者の接種費用は異なってもよいという考えが示されたが、予防接種法の二類定期接種の対象者となっている「60歳以上65歳未満の者」であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの」は、65歳以上の者に該当するとしてよろしいか。	8月11日付け事務連絡における「65歳以上」とは、予防接種法の二類定期接種の対象者である「60歳以上65歳未満の者」であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの」を含むものである。
8	昨年に接種した者が、同一の受託医療機関で1回目の接種を行う場合の接種費用は、市町村が1回目の接種費用として設定した額としてよろしいか。	昨年度に接種した者が、新たなワクチン接種事業開始後に、昨年度と同一の受託医療機関で1回目の接種を行う場合の接種費用は、市町村が1回目の接種費用として設定した額とする。
9	昨年においては、医療従事者のみに接種する場合及び受託医療機関以外の場合で接種する場合(集団的接種)は、国が設定した額としないことができる」とされたが、今回も同様と考えていいか。	昨年度と同様に、今回のワクチン接種事業においても、医療従事者のみに接種する場合及び受託医療機関以外の場合で接種する場合(保健所や市町村保健センターで行われる集団的接種)については、市町村が設定した接種費用により行わないことができる。
10	実費徴収の範囲は、平成13年11月7日付けQ&Aのとおり、ワクチン費や初診料、注射手技料等の医療に関する費用と考えてよいか。	実費徴収の範囲は、医療機関が購入するワクチン代(ワクチンの流通に係る経費を含む)及び診察や接種に係る注射手技料等の費用並びにそれらの消費税となる。

11	新臨時接種において市町村から医療機関への委託事業として実施する場合、多数の市町村の住民が従事している事業所等における産業医による接種及び他の住所地の者に対する接種及び健康被害救済に対してどのように対応すべきか。	新臨時接種が開始された際の対応については、おって連絡する。 なお、国が主体となっていく新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業においては、接種を希望する者は住所に関わらず、いずれの受託医療機関においても接種を受けることが可能となる。その場合の接種費用については、当該受託医療機関の住所を管轄する市町村が設定した接種費用によるものとし、被接種者の住所に関わらず、当該接種費用を徴収するものとする。 また、10月からの費用負担助成事業においては、現在、市町村で実施している費用負担助成事業の考え方を踏まえ、その実情に応じた対応をお願いするとともに、健康被害救済については、特別措置法(負担割合 国10/10)が適用されることとなる。
----	--	---

接種対象者

	質問内容	回答
1	受託医療機関において、例えば、二類定期接種対象者のみに接種を行うことが可能か。	市町村は、円滑な接種を確保するために、あらかじめ、受託医療機関を確保する必要がある、十分な受託医療機関が確保されていれば、一部の受託医療機関において二類定期接種者のみに接種を行うことも差し支えない。
2	昨年に新型インフルエンザ(A/H1N1)の1価ワクチンを接種した者又は新型インフルエンザ(A/H1N1)に罹患した者が、10月以降に3価ワクチンを接種することは可能か。	21年度において、新型インフルエンザ(A/H1N1)のワクチンを接種した者又は新型インフルエンザ(A/H1N1)に罹患した者については、新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業において接種を受けることは可能である。
3	本年4月1日から9月30日までに新型インフルエンザ(A/H1N1)の1価ワクチンを接種した者が、10月以降に3価ワクチンを接種することは可能か。	本年4月1日から9月30日までに新型インフルエンザ(A/H1N1)の1価ワクチンを接種した者については、一定の免疫が確保されているものと考えられるが、徐々に免疫が低下することから医師の判断により接種することは差し支えない。 ただし、2回目の接種については、助成事業の対象とはならないことに留意すること。
4	現行の新型インフルエンザワクチン接種事業では、基礎疾患を有する者はかかりつけ医で接種するよう示されていたが、今後の新臨時接種もそのような対応になるのか。どこでも接種可能とするのか。	基礎疾患を有する者へのインフルエンザHAワクチン接種は、当該接種対象者の基礎疾患である疾病の内容及び症状等を十分理解しているかかりつけ医から接種を受けることが望ましいと考えられる。なお、新臨時接種(新臨時接種を実施できるまでの間は新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業)においては、昨年度と同様に、いずれの受託医療機関においても接種は可能である。
15	今回のワクチン接種事業では、優先接種対象者及びその接種順位がないが、昨年と同様に「医療従事者のみに接種する場合」、「自院に入院する者のみに接種する場合」等のカテゴリ分けをする必要があるのか。	今回は優先接種対象者を設けないこととするが、医療従事者や入院患者の接種機会を確保するために、昨年と同様にカテゴリを設けることとした。

ワクチン

	質問内容	回答
1	3価ワクチンの有効期限はいつか。	3価ワクチンの有効期限は、1年である。
2	製造販売業者等からワクチンの販売価格は公表されるのか。	医療機関購入価格を含め3価ワクチンの詳細な価格は把握していないが、概ね、例年どおりと聞いている。
3	3価ワクチンのラベルの色は何色か	3価ワクチンのラベルの色は、水色となる。なお、1価ワクチンは昨年と同様に桃色である。
4	高齢者に対するワクチンは市町村が購入し、高齢者以外は各受託医療機関で購入したいという市町村があるが、このような対応で問題はないか。	ワクチンを市町村において一括購入し、各受託医療機関に配布することは可能である。
5	平成22年度製造の3価ワクチンの流通は9月末を予定されているが、新型インフルエンザの流行がワクチンの3価ワクチンの流通より早まった場合、どのような対応を考えているのか。	新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業は、多くの市町村における二類定期接種の接種開始時期を踏まえ、10月1日からとしたものである。なお、10月より以前に新型インフルエンザ(A/H1N1)が流行した場合は、危機管理の観点から備蓄している1価ワクチンを接種に充てることとしている。

6	今年度製造される3価ワクチンで不足が生じた場合、昨年度の1価ワクチンを活用すると聞いているが、実際にはどのように判断し、どのような流通になるのか。	今年度製造する3価ワクチンは、2,900万本(成人換算で5,800万回分)を予定しており、これまでの予防接種法による二類定期接種及び昨年度の新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の接種状況を勘案した場合、十分な量が確保できているものと考えている。また、新型インフルエンザが流行した場合は、需要がさらに大きくなる可能性があるが、そのような場合には、受託医療機関の判断により、昨年度の1価ワクチンを購入し、接種に充てていただきたいと考えている。1価ワクチンの流通についても、例年の季節性インフルエンザワクチンと同様に市場流通としていることから、各受託医療機関が卸売販売業者を通じて購入していただくこととなり、その購入価格については、昨年度と違い、各卸売販売業者により異なることとなる。
7	10月から1価ワクチンと3価ワクチンの両方が流通することとなるが、新臨時接種として接種する者の希望によって選択することができるか。	本年10月から、新型インフルエンザ(A/H1N1)と季節性インフルエンザの両方に対する3価ワクチンが供給されることから、3価ワクチンと1価ワクチンに関する情報提供を受けた上で、被接種者の希望により選択することができる。なお、65歳以上の高齢者は、二類定期接種としての性格も有することから、3価ワクチンを接種していただきたいと考えている。
8	現在、ワクチンの在庫が生じている医療機関がある状況やワクチン接種効果の有効期限(5ヶ月)などを踏まえて、国として、ワクチン接種に関する積極的な広報を行う予定はあるのか。	新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業においては、接種機会を確保するために必要な情報を積極的に提供していくこととしている。

予診票

	質 問 内 容	回 答
1	予診票のひな形が示されているが、年齢区分を設けるなどして、1種類のみで対応することは可能か。	十分な予診に基づく接種が行われることを確保するため、国がお示した予診票を用いていただくことを原則とするが、接種を受けるワクチンの種類等被接種者が同意をした上で接種が行われるよう十分な配慮を講じること等により、二類定期接種の予診票を活用する等、柔軟に対応して差し支えない。
2	予診票は、国のワクチン接種事業と二類定期接種と2種類の予診票を作成する必要があるか。	二類定期接種の対象者が接種した場合は、「新たなワクチン接種事業による接種」と「二類定期接種」の2つの性格を有するものであるが、どちらか片方の予診票に基づき問診を受けることが可能であることから、「新たなワクチン接種事業」による予診票を用いるものとし、「二類定期接種」の予診票の記入は必要ない。なお、「新たなワクチン接種事業」の予診票に、「二類定期接種」の予診票を用いることは差し支えない。
3	10月からのワクチン接種事業において作成した予診票を新臨時接種開始後も使用していいか。	新たなワクチン接種事業において作成した予診票をそのまま新臨時接種開始後も使用することにより、円滑に新臨時接種に移行ができるものとする。
4	国のワクチン接種事業においては、医療機関で予診票を保管することとなっているが、新臨時接種開始後は市町村で保管しなければならないのか。	新たなワクチン接種事業においては、医療機関で保管することを基本としているが、新臨時接種開始後は、市町村で保管することとなる。しかしながら、市町村において全ての予診票を保管することはその量からも困難であることが想定されるため、その取り扱いについては、おって連絡する。なお、新たなワクチン接種事業の実施においても、減免事業等の関係から予診票を市町村が保管することを妨げるものではない。
5	予診票は、ワクチンのラベルの色と統一した色を付す必要があるか。	医療機関において、予診票の取扱いに際して混同を来さないよう、市町村の判断により配慮願いたい。

予防接種済証の交付

	質 問 内 容	回 答
1	新たなワクチン接種事業において、二類定期接種の対象者が接種した場合は、予防接種法に基づく市町村長の予防接種済証と国のワクチン接種事業に基づく医療機関の予防接種済証の両方を交付する必要があるのか。	二類定期接種の対象者が接種した場合は、「新たなワクチン接種事業による接種」と「二類定期接種」の2つの性格を有するものであるが、それぞれの予防接種済証を交付することは事務が繁雑となることから、「新たなワクチン接種事業」による予防接種済証を交付するものとし、「二類定期接種」の予防接種済証の交付は省略して差し支えない。

2	予防接種済証は従来の二類定期接種の予防接種済証を用いる等、国が示した書式以外のものを市町村が作成することは可能か。	国が示した予防接種済証を用いていただくことを原則とするが、接種年月日等最低限の内容を記載することにより、二類定期接種の予防接種済証を活用する等、柔軟に対応して差し支えない。
---	---	--

被接種者数の報告

	質 問 内 容	回 答
1	被接種者数の報告は、二類定期接種の対象者についても報告するのか。予防接種法に基づき報告している二類定期接種の報告は別に行う必要があるのか。	新たなワクチン接種事業に基づく被接種者の報告は、接種状況の把握や副反応報告の評価に必要なことから報告を求めるものであるが、一方、予防接種法に基づく定期接種の被接種者数については統計指標として継続的に把握する必要があることから、予防接種法に基づく二類定期接種の報告も行っていたきたい。
2	新臨時接種が開始された以降も、同様の報告が必要となるのか。その場合の報告様式は国のワクチン接種事業の様式と変更する予定はあるか。	新臨時接種開始後においても、接種状況及び副反応報告の迅速な評価が必要であることから、報告をお願いするものである。なお、様式を改正することは考えていない。

健康被害救済

	質 問 内 容	回 答
1	10月1日以降において、二類定期接種の対象者は、特措法により救済できると解釈していいか。	二類定期接種の対象者が3価ワクチンを接種した場合には、「二類定期接種」と「新たなワクチン接種事業」の両方の性格を併せ持つことになり、健康被害が生じた場合の救済水準が同じであるため、特措法により救済することとする。
2	一類定期接種の対象者が、3価ワクチンの接種と一類定期接種を同時に接種した場合、予防接種法と特措法とどちらで救済されるのか。	同時接種を行って健康被害が発生した場合、その原因が3価ワクチン又は一類定期接種のワクチンのいずれに起因するののかについて、ワクチンによる副反応等において明確に判定ができる場合は、その判定に基づき予防接種法又は特措法のいずれかで救済することとなるが、その原因が明確に判定されることが難しい場合には、給付水準が高い予防接種法に基づく一類定期接種の救済を適用することとする。
4	新臨時接種が開始された場合は、特措法の救済額も遡及されると聞いているが、特措法施行日まで遡及するのか。	改正予防接種法案が成立・施行され、新臨時接種が開始された場合は、特措法の健康被害救済の給付水準も施行日までさかのぼって引き上げることとしている。
5	新臨時接種開始後、他の市町村で接種を受けた者が健康被害にあった場合、その救済は、どの市町村の責任で行われるのか。	改正予防接種法案においては、市町村の区域内に居住する住民が健康被害にあった場合は、当該市町村長に対して、申請を行うこととなる。
6	65歳以上の高齢者が3価ワクチンの接種により健康被害が生じた場合、「二類定期接種」と「特別措置法」又は「新臨時接種」のいずれの区分で救済されるのか。	新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業においては、二類定期接種も特別措置法も救済水準が同じであることから、特別措置法を適用することとする。 また、新臨時接種が実施された場合においては、健康被害が新型インフルエンザワクチン又は季節性インフルエンザワクチンのいずれに起因するのか、その原因が明確に判定されることは現実には難しいため、給付水準の高い方、すなわち、新臨時接種の給付額を適用することとする。

低所得者に対する助成事業

	質 問 内 容	回 答																		
1	今年度、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の接種費用を市町村が定めるにあたり、国の基準単価(1回目 3,600円、2回目 2,550円)の積算根拠を教えてください。 また、発熱等により接種を行えなかった場合の1,790円の積算根拠も併せてお願いする。	今年度の基準単価は、昨年度の基準単価を踏まえ、関係省庁及び関係機関と調整した結果、昨年度の額と同額とした。 なお、昨年度の基準単価の根拠は、以下のとおりである。 <table><tr><td>1回目</td><td>2回目</td></tr><tr><td>3,600円</td><td>2,550円</td></tr></table> <table><tr><td>内訳</td><td></td></tr><tr><td>問診料等 1,700円</td><td>700円</td></tr><tr><td>(初診料と再診料の平均)</td><td>(再診料)</td></tr><tr><td>注射実施費 330円</td><td>330円</td></tr><tr><td>ワクチン代 1,399円</td><td>1,399円</td></tr><tr><td>(流通経費を含む)</td><td></td></tr><tr><td>消費税 171円</td><td>121円</td></tr></table> なお、発熱等により接種を行えなかった場合の1,790円は、昨年度の問診料等(1,700円)に消費税(90円)(10円未満切り上げ。)を加えた額である。	1回目	2回目	3,600円	2,550円	内訳		問診料等 1,700円	700円	(初診料と再診料の平均)	(再診料)	注射実施費 330円	330円	ワクチン代 1,399円	1,399円	(流通経費を含む)		消費税 171円	121円
1回目	2回目																			
3,600円	2,550円																			
内訳																				
問診料等 1,700円	700円																			
(初診料と再診料の平均)	(再診料)																			
注射実施費 330円	330円																			
ワクチン代 1,399円	1,399円																			
(流通経費を含む)																				
消費税 171円	121円																			
2	実施要綱に基づき、これまでの新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業では、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の接種に係る費用を全額助成しているが、今回の10月1日からの接種事業と新臨時接種のそれぞれにおいて、全額助成となる低所得者の範囲(定義)はどのようになるか。市町村で対象者及びその助成額を定めることは可能か。(生活保護世帯は全額助成、市町村市民税非課税世帯は一部助成など)	昨年度と同様に市町村で対象者及びその助成額を定めることはできる。																		
3	国1/2と県1/4の負担は、65歳以上の低所得者以外にも適用されるのか。それとも65歳以上の低所得者以外は全額市町村が負担することになるのか。	現行の事業においても、改正法案成立後の新臨時接種においても、国費を伴う助成は低所得者のみである(65歳未満の者を含む)。(8月11日事務連絡参照)																		
4	二類定期接種の接種回数については1回となっているが、今年度の予防接種は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を併せ持つため、基礎疾患を有する者に接種する場合にあって接種対象者が著しく免疫反応が抑制されているため、2回接種の対象者も出てくると思われる。 この場合、定期のインフルエンザ予防接種を優先すべき(接種回数・負担軽減1回のみ)か、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を優先すべき(接種回数・負担軽減2回可能)か。	著しく免疫反応が抑制されている基礎疾患を有する者が、医師の判断により2回接種が必要とされた場合は、二類定期接種は1回接種であることから、2回目の接種は新型インフルエンザ(A/H1N1)のための接種となるので、新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業として取り扱われたい。																		
5	8月11日に示された補助基準額のうち65歳以上で二回目の接種というのはあり得るのか。どのような場合を想定しているのか。	基礎疾患を有する13歳以上の者について、免疫が低下していることを理由に2回の接種が必要と医師が判断した場合は2回接種となる。																		
6	国が10月以降のワクチン接種助成事業の予算措置等を検討する際の接種率をどの程度と見込んだのか示されたい。	接種率は、妊婦及び基礎疾患を有する者80%、1歳から小学校就学前までの者及び小学生60%、中学生・高校生・高校を卒業するに相当する年齢の者から65未満の者30%、高齢者60%と見込んでいる。																		

その他

	質 問 内 容	回 答
1	改正予防接種法案の今後の審議状況はどのようになっているか、最短で新臨時接種はいつ開始されるのか。	改正予防接種法案の審議については、立法府の判断により決まるものであり、今後の審議状況については、不明である。厚生労働省としては、速やかに審議いただけるよう、引き続き働きかけていきたい。
2	新臨時接種を実施する場合、予防接種法施行令第5条の公告を行う必要があるか。	新臨時接種の開始に当たっては、定期の予防接種と同様に、市町村は、予防接種法第5条の規定に基づき、公告を行うこととする予定である。

3	新たなワクチン接種事業及び新臨時接種においては、予防接種法施行令第6条の2に基づく予防接種の記録を整備する必要があるか。	新臨時接種の実施に当たっては、定期の予防接種と同様に、市町村は、予防接種法第6条の2に規定する予防接種の記録を整備する必要がある。なお、具体的な方法等について、おって連絡する。
4	副反応報告は、新臨時接種が開始された以降も、国に直接報告することになるのか。	新臨時接種開始後においても、副反応報告の迅速な評価が必要であることから、国に直接報告されたい。
5	新臨時接種における勧奨について、どのように考えているのか。併せて、具体的方法について示されたい。	新臨時接種実施時においては、改正予防接種法案に基づき、接種を受けていただくよう勧める(勧奨)こととしているところ。その具体的な広報及び周知については、HPや広報誌等によるお知らせ及び健康診断時や学校・企業等の集団の場を活用した方法により、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間、予防接種を行う場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項及びその他必要な事項について、周知をお願いするものである。 なお、高齢者については、「新臨時接種」と「二類定期接種」の2つの性格を併せ持つことから、例えば接種券を配布するなど、各市町村におけるこれまでの二類定期接種における対応を行っていただくことは差し支えない。
6	全国の集団接種の事例について、国でまとめて情報提供してほしい。	集団接種の実施状況については、できる限り情報提供いたしたい。
7	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業に係る全ての諸経費は、市町村で賄わなければならないのか。	諸経費については、昨年度においても市町村等により対応いただいているところであり、今年度も同様とさせていただくことについて、御理解をいただきたい。 また、予診票や予防接種済証については、新臨時接種への移行も見据えて、市町村で印刷していただけるようお願いする。
8	集団接種を実施する際の医療法上の取扱いについて、統一的な見解を示されたい。	医療法に基づく診療所等の開設の手続きを行っていない都道府県又は市町村等の開設する保健所及び保健センター等の施設を活用し集団的接種を行おうとする受託医療機関は、当該保健所等において集団的接種を行うことについて、原則として医療法第8条の規定に基づく診療所開設の届出を行う必要があるとともに、必要に応じて同法第12条第2項の規定に基づく二カ所管理の許可を受ける必要がある。 ただし、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知)に定める所定の要件を満たす場合については、巡回診療として取り扱うことは差し支えない。 したがって、その運用については、あらかじめ都道府県の医療法所管部局と十分な調整を行った上で実施願いたい。
9	例年、予防接種リサーチセンターが発行している「インフルエンザ予防接種ガイドライン」を参考に独自のガイドラインを作成し、受託医療機関へ配布しているところであるが、今年度のガイドラインには、10月以降の接種体制について盛り込まれるのか。	「インフルエンザ予防接種ガイドライン」は、例年、季節性インフルエンザの接種開始時期である秋頃を目途に作成し、配布しているが、新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業の概要について盛り込んだところである。